



信金中央金庫

SCB

SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No.25-1

(2013.5.31)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <http://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

今国会で成立見込みの「小規模企業活性化法」のポイント

なかにし まさあき
中西 雅明

ポイント

- 2013年4月に閣議決定され、今国会で成立が見込まれる小規模企業活性化法案では、『中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化』を基本的考え方とし、中小企業の約9割を占める小規模企業に光を当てた中小企業政策の再構築を行い、小規模企業重視の方針を明確にした。
- 法案では、小規模企業者の範囲の変更を政令で可能にする規定、信用保証の対象に電子記録債権の割引等の追加、政府系金融機関による債務の株式化（DES）業務の追加などを盛り込んでいる。
- 重要事項としては、企業のライフステージの中で、特に関心が高まりつつある「女性や青年による創業」「事業継承」「海外展開」「情報通信技術（IT）」が挙げられる。

1. はじめに

戦後の中小企業政策を紐解くと、政府は1948年に中小企業庁を設立し、中小企業概念を規定するとともに、1963年に中小企業基本法を制定することにより、本格的な中小企業政策体系を整えてきた。1973年には、中小企業の基準の上限を経済の実情に合わせるために中小企業基本法の一部改正を行った。その後、1999年には、基本理念の転換を含む中小企業基本法の抜本改正を実施して今日に至っている。

今般の小規模企業活性化法案（中小企業基本法等の中小企業政策関連法案の改正）では、1999年の改正で、あまり焦点が当てられていなかった小規模企業対策に重点が置かれていることに大きな特徴がある。なお、中小企業基本法に基づく、中小企業・小規模企業の定義は、**図表1**のとおりである。

2. 小規模企業活性化法案の経緯

民主党政権下だった2012年3月3日、当時の枝野幸男経済産業大臣のイニシアティブにより、中小企業・小規模事業者の現状と課題等を議論するために、「ちいさな企業」未来会議

(図表1) 中小企業基本法に基づく中小企業の定義

業種	制定年 定義	1999年(現在)			
		1963年		1973年	
		中小企業		中小企業	小規模企業
製造業その他	資本金・出資額 (上段)	5,000万円以下 または300人以下	1億円以下 または300人以下	3億円以下 または300人以下	従業員20人以下
卸売業		従業員数 (下段)	1,000万円以下 50人以下	3,000万円以下 または100人以下	
小売業	5,000万円以下 または50人以下			従業員5人以下	
サービス業	5,000万円以下 または100人以下				

(備考) 中小企業基本法をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

第一回総会」が開催された。

同会議では、主たる討議・実施事項として、①中小企業・小規模事業者の現状・経営実態や抱える真の課題、②中小企業・小規模事業者の重要性（地方経済・雇用、サプライチェーン等）、③これまでの中小企業政策の効果と評価（反省）、④今後の中小企業・小規模事業者政策のあり方（政策の再構築）、の4点を掲げ、岡村正日本商工会議所会頭（当時）を共同議長として、約200人の参加者と共に活発な議論を展開してきた。その後、個別テーマのワーキンググループ、青年会合・女性経営者会合、および地方会議（約30か所）も開催されている。

2012年6月、第二回総会にて意見を取りまとめた際に、これまでの中小企業政策の評価（反省）として、「これまでの中小企業政策は、1999年の中小企業基本法の改正を経て、どちらかというと、中小企業の中でも比較的大きな企業（中規模企業）などに焦点が当てられがちで、必ずしも小規模企業にしっかりと焦点を当てた政策体系となっていない。また、既存の支援施策（補助金等）も、小規模企業が活用しやすい制度・運用になっていない場合があり、見直すべき点がある。」といった点が第一に挙げら

れた。

このような流れをふまえ、2012年7月末に閣議決定された『日本再生戦略』においては、政策財源を優先的に配分する4大プロジェクトの一つに中小企業政策が位置づけられた。

こうした経緯の下、小規模企業活性化を軸とした、中小企業政策の制度改革を目指し、関連法律の改正が検討されていくこととなった。

中小企業庁の中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会および法制検討ワーキンググループでの数度の議論を経て、今般、小規模企業活性化法案が取りまとめられ、2013年4月16日の閣議決定を経て、国会へ提出されている（図表2）。

2012年12月の衆議院選挙に伴う自公連立政権の発足により、民主党政権下で用いられていた“ちいさな企業”との表現は見受けられなくなったものの、中小企業基本法等の改正を含む小規模企業活性化法案（図表3）については、小規模事業者を重視するといった前政権下の議論をおおむね引き継いだ内容となった。

3. 小規模企業活性化法案のポイント

1999年の中小企業基本法改正においては、一方に近代的大企業、他方に前近代的な中小企業といった二重構造論に基づく社会的弱者としての中小企業観から、わが国経済のダイナミズムの源泉としての中小企業観への転換が明確にされていた。

今般の中小企業基本法改正においては、中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会での議論を踏まえ、『中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化』を基本的考え方とし、「小規模企業に光を当てた中小企業

（図表3）小規模企業活性化法案の概要

(1)	中小企業基本法の改正
(2)	中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正
(3)	中小企業信用保険法の改正
(4)	中小企業支援法の改正
(5)	下請中小企業振興法の改正
(6)	株式会社日本政策金融公庫法および沖縄振興開発金融公庫法の改正
(7)	小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

（備考）中小企業庁資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

政策の再構築」「女性や青年による中小企業の創業の促進」「海外における事業展開の促進」「情報通信技術の活用の推進」「事業の承継のための制度等の整備」などを重要項目として盛り込んだ。特に、小規模企業については、中小企業基本法第三条（基本理念）において、小規模企業が、「地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進」および「将来におけるわが国の経済及び社会の発展」に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、その活力が最大限発揮されなければならないものであることが新たに盛り込まれることとなった。

また、中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律改正により、例えば規模が大きくならざるを得ない宿泊業などの特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で柔軟に行うことができるように規定された。

中小企業信用保険法の改正では、中小企業・

（図表2）中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめのポイント

小規模事業者に光を当てた中小企業政策の再構築 基本的考え方＝中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化

小規模企業に関する「基本理念」及び「施策の方針」の明確化

「地域経済の安定」及び「我が国経済社会の発展」に寄与するとの小規模企業の意義を「基本理念」に規定する。
また、小規模企業に対する事業活動の活性化等を「施策の方針」に規定する。

小規模企業者の定義の弾力化

小規模企業者の定義を精緻化・強化する観点から、個別法における弾力化を図る。
（例：宿泊業、娯楽業について、中小企業信用保険法等の小規模企業者の対象を拡大する方向で検討を行う。）

小規模企業から中小企業・中堅企業へと発展する際の支援のあり方

小規模企業の着実な成長発展を実現するための支援が重要である旨を基本法上で明確化する。

今後の中小企業・小規模事業者施策の中核となる政策課題の基本法への位置づけ

- ①女性や青年による創業の促進
- ②グローバル化に対応した海外展開等の促進
- ③情報通信技術の活用の推進
- ④事業承継の円滑化について新たに位置づける。

（備考）中小企業庁資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

小規模事業者の資金調達を支援するために、信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金調達（電子記録債権の割引等）を追加した。

また、中小企業・小規模事業者の抱える経営課題が複雑化、専門化しているために、十分な経営相談を受けることができないという現状を鑑み、中小企業支援法の改正により、ITを活用して、専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う法人等を「認定情報提供機関」として国が認定し、支援措置として中小企業基盤整備機構の協力等が行われる。

さらに、下請中小企業振興法の改正では、複数の下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を「特定下請連携事業計画」として国が認定し、支援措置として中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠の設定等が講じられる見込みである。

なお、上記の小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成法は廃止される見通しにある。

2013年度一般会計予算においても、中小企業対策費の重点配分として、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に48億円、小規模企業活性化事業に30億円、下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業に7億円、ものづ

くり中小企業連携支援事業に119億円、中小企業海外展開総合支援事業に32億円などの新規計上が認められるに至った（図表4）。

4. おわりに

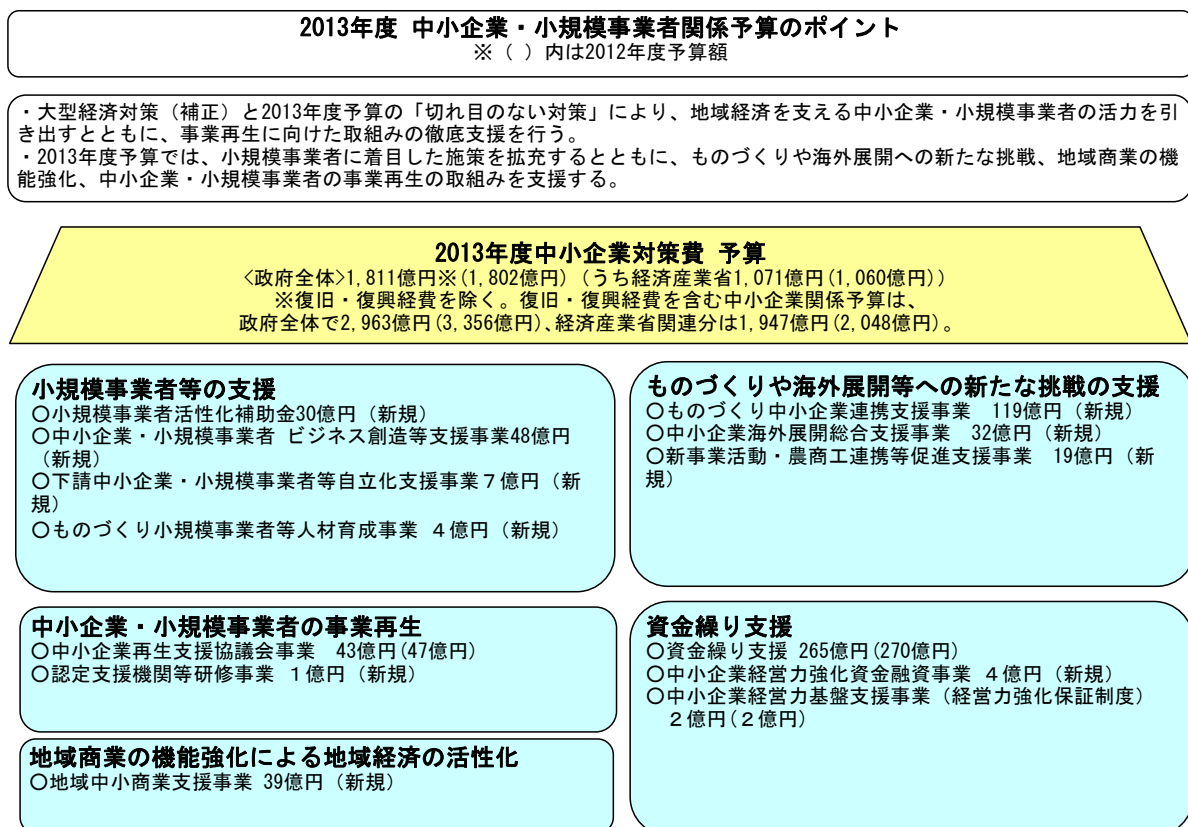
今般の法案では、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築が大きなテーマである。

360万を超える小規模企業に対して、政策が浸透するには、ある程度の時間が必要ではあるが、2013年4月時点で、経営革新等支援機関の認定先は全国の信用金庫を含めて8,000を超えており、順調なスタートを切っているようにもみえる。

とはいえ、今後のわが国の産業発展をより加速させ、小規模企業にとって、さらに使い勝手がよく、効果的な政策の構築が必須である。その意味において、今般の法案の成果と今後の行方を注視する必要がある。

以上

（図表4）2013年度 中小企業・小規模事業者関係予算のポイント



（備考）経済産業省資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。